

山梨県公報

第二千七百十八号

平成二十九年

八月三日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………五五九

○道路の供用開始……………五五九

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五六〇

○採石業務管理者試験の実施……………五六〇

○開発行為に関する工事の完了について……………五六〇

○やまなし子どもの生活アンケートの実施について……………五六一

公安委員会

○運転免許取得者教育実施者の代表者の変更について……………五六一

○技能検定員等審査の実施……………五六一

その他

○一般競争入札について……………五六二

告示

山梨県告示第二千三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峽北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年八月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三日

山梨県知事 後藤 斎

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百十一号

三 道路の区域

山梨県告示第二千四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峽北支所において、この告示の日から平成二十九年八月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三日

山梨県知事 後藤 斎

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲府韮崎線

三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
		旧	新		
甲府市砂田町八二〇番二五地先から 甲府市朝気二丁目九四四番一地先まで	旧	二四・二	二四・八	七九・〇	五二五・〇
	新	七九・〇	二四・八		
甲府市本町三丁目四二四六番一地先から 韮崎市本町三丁目四二四六番一地先まで	旧	三三・九	三九・〇	三九・〇	四・三
	新	三九・〇	四二・九		

山梨県告示第二千四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峽北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年八月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
-------	-----	---	---	--------------	-------------

一般国道 四百一十一号	甲府市砂田町八二〇番二五地先	七五二・〇	平成二十九年八月九日
	から 甲府市朝氣一丁目八三八番二地 先まで		

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月三日

山梨県知事 後 藤 斎

一 申請のあった年月日 平成二十九年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人和みの里

2 代表者の氏名 辻順子

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市富士見一丁目十八番一号

4 定款に記載された目的 この法人は里地里山地域での高齢化が進む中で、耕作放棄地が増加していることから耕作放棄地を活用した農産物の生産を通じて生活弱者の生活支援を行うとともに雇用の促進を図ることにより、社会福祉に貢献する。また、里地里山での自然とのふれあいの中で自然保護を目的とした環境教育を通して、青少年育成に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年七月二十八日から同年八月二十八日まで

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三日

山梨県知事 後 藤 斎

一 試験日時 平成二十九年十月十三日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四〇一会議室

三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 採石業務管理者試験受験票及び採石業務管理者試験受験票（控）（採石業務管理者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートルかつ横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）

2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

六 受験願書受付期間 平成二十九年九月二十二日（金）から同年十月六日（金）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同月六日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課

八 合格者の発表 平成二十九年十一月二日（木）に山梨県庁防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参する物

(一) 採石業務管理者試験受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四五）に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年八月三日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十一号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七條第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会山梨自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月三日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

- 一 変更後の代表者の氏名 坂本政彦
- 二 変更年月日 平成二十九年六月十三日

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時 平成二十九年九月五日（火）、九月六日（水）、九月七日（木）及び九月八日（金）の午前九時から午後五時まで
 - 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
 - 三 受付期間及び場所
 - 1 期間 平成二十九年八月二十一日（月）から同月二十八日（月）まで
 - 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
- 四 審査内容

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字下土足戸五百四十五の三、五百四十五の四、五百四十六の一、五百四十六の四、五百四十七の一、五百四十七の四、五百四十八の一、五百四十九の一、五百四十九の三、五百四十九の四、五百五十の一、五百六十八の一、五百六十八の三、五百六十八の五、五百六十八の九、五百六十八の十、五百六十九の一、五百六十九の三、五百七十の三、五百七十一の五、五百七十一の七及び五百七十二の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市德行一丁目二番十八号 株式会社オギノ 取締役社長 荻野寛二

● やまなし子どもの生活アンケートの実施について

やまなし子どもの生活アンケートを次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十九年八月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査の名称 やまなし子どもの生活アンケート
- 二 調査の目的 県内における子どもの貧困の状況について、貧困世帯の実態やニーズを把握し、子どもの貧困対策の充実に活用することを目的とする。
- 三 報告を求める事項
 - 1 世帯の経済状況と支援する制度に関する事項
 - 2 学習習慣や健康状態と子どもが必要とする支援制度に関する事項
 - 3 相談・支援機関間の連携に関する事項
 - 四 基準となる期日 平成二十九年七月十日を調査基準日とする。
 - 五 報告を求める者
 - 1 調査地域 山梨県全域
 - 2 調査対象
 - (一) 小学生、中学生及び高校生の保護者から無作為に抽出した三千三百名
 - (二) 小学生、中学生及び高校生から無作為に抽出した二千六百名
 - (三) 県内にある相談支援機関から有意に抽出した六十名
 - 六 報告を求めるために用いる方法 小学生、中学生及び高校生とその保護者への調査票の配付と回収は学校を通じ行う。相談支援機関への調査票の配付と回収は、郵送により行う。
 - 七 報告を求める期間 平成二十九年七月十日から同年八月十日までを調査期間とする。

富士山有料道路管理事務所長 望 月 修

- 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千百円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千五百円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万七千七百円
 - 2 教習指導員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千六百円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千四百円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千七百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

その他

● 山梨県道路公社公告第六号

次のおり一般競争入札を行う。

平成二十九年八月三日

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 工事名 富士山有料道路歩道設置工事
 - 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山五合目地内
 - 3 工事概要 歩道設置工 L〓六十メートル 切削オーバーレイ工(車道) L〓百八十メートル W〓七・八〓八・四メートル A〓千四百五十平方メートル
 - 4 工期 平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十七日まで
 - 5 予定価格 二千二百五十一万八千円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十九年八月十日(木)から同月十七日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。(URL) <http://subarune.jp/>